

	9月 まで						を17,500円に加算 した額
冬季	10月 から 3月 まで	9,100 円	12,000 円	16,900 円	20,000 円	25,400 円	5人を超える者1 人ごとに3,300円 を25,400円に加算 した額

(4) [略]

4・5 [略]

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

(2) 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行き、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり、510,000円以内とする。

(3) [略]

7～13 [略]

	9月 まで						を17,700円に加算 した額
冬季	10月 から 3月 まで	9,200 円	12,200 円	17,100 円	20,300 円	25,800 円	5人を超える者1 人ごとに3,300円 を25,800円に加算 した額

(4) [略]

4・5 [略]

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行き、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。

(3) [略]

7～13 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成21年4月1日から適用する。